

市道伊島前島線（前島橋）
上部工事監理業務

特記仕様書

阿 南 市

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、「市道伊島前島線（前島橋）上部工事監理業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務に関する設計図書及び特記仕様書に定めのない事項については、徳島県県土整備部が定めた「徳島県設計業務共通仕様書」等を準用する。

第 2 条 本業務の目的

本業務は、発注者「阿南市」が計画している市道伊島前島線（前島橋）上部工事（着手日選択型）に当たり、適正かつ円滑な施工のため必要な工事監理を発注者の補助として行うものである。

第 3 条 本業務の対象

本業務の対象となる工事（以下「工事」という）は次のとおりである。

工事名：市道伊島前島線（前島橋）上部工事（着手日選択型）

第 4 条 本工事の特徴

1. 市道伊島前島線（前島橋）は阿南市の離島である伊島と前島を結ぶ唯一の陸路である。前島橋は上部工の劣化が著しく進行していることから、上部工の架替えと下部工の補修補強を計画している。本工事は、既設上部工撤去及び下部工補修補強後の、上部工製作及び上部工架設を行うものである。
2. 受注者は、事業全体工程を十分把握すること。

第 5 条 貸与資料

以下の資料を貸与する。

本工事は以下の貸与資料（既往成果）に基づいた工事である。受注者は貸与資料（既往成果）の設計内容等を十分に理解し、工事を監理しなければならない。

種類	資料名
橋梁定期点検	平成 28 年度 阿南市橋梁定期点検業務（伊島地区）
橋梁設計	平成 29 年度 市道伊島前島線（前島橋）橋梁補修調査設計業務

第6条 監理の基本原則

1. 工事監理は、発注者及び受注者の共同監理とし発注者の補助として行う業務とする。但し、場合により受注者のみで立会を行う場合もある。
2. 受注者は工事の問題点を把握し、発注者に対して適切かつ技術的な助言を行う。
3. 受注者は工事現場に臨み、発注者の意を体して厳正に工事を監理する。
4. 工事期間中、受注者は常に工事全般に係る疑義に応じられるよう工事現場並びに設計図書に精通し工事の進捗に努める。
5. 受注者は、工事受注者への指示事項は全て書面を持って行うものとし、発注者に速やかに報告する。
6. 受注者は、工事の進捗状況を発注者に毎月報告する。
7. 受注者は、工事受注者の決定に係わる工事用材料及び製作者（その施工者を含む）の選択に関与してはならない。
8. 工事中及び工事しゅん工後において各工作物がおのおのの性能を本来の目的に沿って充分果たしうるよう円滑な指導を行う。

第7条 管理技術者

1. 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
2. 受注者は、業務における管理技術者を定め、「管理技術者通知書」を契約締結後7日以内に発注者に通知するものとする。なお、通知書には業務経歴書を添付するものとする。
3. 管理技術者は、業務の履行に当たり、次のいずれかの資格保有者でなければならない。
 - 1) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
 - 2) R C C M（鋼構造及びコンクリート）
4. 管理技術者は、工事の契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。
5. 管理技術者は、発注者が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第8条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、「担当技術者通知書」により発注者に通知するものとし、通知書には業務経歴書を添付するものとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第9条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、工事受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 発注者は、必要に応じて、次の事項について報告を求めることができる。
 - 1) 技術者経歴・職歴
 - 2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

第10条 提出書類

1. 着手時
 - (1) 業務計画書
 - (2) 業務着手届
 - (3) 管理技術者通知書及び経歴書
 - (4) その他必要なもの
2. 業務期間中
 - (1) 業務報告書（毎月提出）
 - (2) 打合せ記録簿（作成の都度提出）
 - (3) 立会検査記録簿（作成の都度提出）
 - (4) 性能試験及びしゅん工検査記録簿（作成の都度提出）
 - (5) その他必要なもの
3. 完成時
 - (1) 業務完了届
 - (2) その他必要なもの

第 2 章 工事監理業務

第 1 1 条 業務内容

受注者は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 工事監理

- (1) 施工計画、工程の審査及び助言を行う。
- (2) 仕様打合せ及び承認図書を審査する。
- (3) 現場の作業方法、仮設方法及び工事用機械器具等の確認及び報告を行う。
- (4) 材料及び製品検査に立会する。
- (5) 施工及び施工検査に立会する。
- (6) 工事の安全衛生、災害及び公害防止に関する工事受注者の指導を行う。
- (7) 工事受注者提出書類の審査及び報告を行う。
- (8) 中間検査、部分払い検査、しゅん工検査等に立会する。
- (9) 工事受注者が作成するしゅん工図、工事写真、各種申請図書など完成図書を審査する。
- (10) その他工事監理に必要な事項。

2. 重点施工監理

受注者は、発注者の補助として施工監理、しゅん工検査等に立会し、工事着手から完了までの必要な役割を果たすものとする。

なお、打合せ事項及び検査立会等の結果は、必ず記録し保存すること。

3. 業務報告書

受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

- 1) 実施した業務の内容
- 2) その他必要事項

第 1 2 条 その他

本業務について、設計図書に記載のない事項又は、内容などに疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以 上